

令和3年度 ライフサイエンススタートアップ・エコシステム検討事業仕様書

事業名称：ライフサイエンススタートアップ・エコシステム検討事業

委託期間：契約締結日から令和4年3月31日

1 事業の趣旨・目的

本府では、健康・医療関連産業の「リーディング産業化」及び「スタートアップ・イノベーションの創出」をめざしている。

そこで、ライフサイエンス分野におけるスタートアップ・ベンチャーの起業及び成長を促進するため、彩都・健都・中之島（未来医療国際拠点）が連携したエコシステムのあり方について検討する。

本事業の実施にあたっては、3拠点が連携したエコシステムが構築できるよう、ライフサイエンス分野のスタートアップ・ベンチャーを取り巻く環境や大阪に足りないリソース等の現状分析を行い、エコシステムのあり方や連携方策・シナジー効果を産み出す方策の検討を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により、幅広く提案を求め、事業者の選定を行う。

2 委託業務の内容

本事業では、大阪において、ライフサイエンス分野におけるスタートアップ・ベンチャーの起業及び成長を促進するため、現状や課題等を踏まえ、事業者が高度な専門性やノウハウを生かして、次の(1)～(3)の業務を実施する。

また、業務内容については、大阪におけるライフサイエンススタートアップ・エコシステムを検討するにあたり、必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と企画提案等を調整した上で確定する。

(1) 現状分析

ア. スタートアップ・ベンチャーの起業や成長における課題の調査

イ. 成功モデルの調査

ウ. ライフサイエンス分野におけるスタートアップ・エコシステムを構築する上で、大阪に現状足りないリソース等の調査 等

現状分析を踏まえ、民間事業者の取組みを最大限活用することを前提とし、(2)、(3)について提案すること

(2) 彩都・健都・中之島（未来医療国際拠点）の特色を踏まえ、アーリーから事業化ステージまでを切れ目なく支援するための連携方策やシナジー効果を産み出すための方策

(3) (2)の連携方策およびシナジー効果を産み出す方策を踏まえた上で、中之島が担うべきインキュベーション機能のあり方

3 提案を求める事項

(1) 現状分析

日本におけるスタートアップ・ベンチャーを取り巻く環境やライフサイエンス分野の特殊性を踏まえた上で、現状を分析するにあたり、以下の項目について提案すること

①効果的な調査手法（的確なターゲットの設定、課題・ニーズ等を引き出す項目設定等）

(2) 彩都・健都・中之島の特色を踏まえ、アーリーから事業化ステージまでを切れ目なく支援するため連携方策およびシナジー効果を産み出すための方策

次の項目について、実現可能な内容を提案・具体的に記載すること

① 3拠点の連携方策およびシナジー効果を産み出す方策について提案すること。

なお、本提案内容は民間事業者によって自立的・持続的に支援が可能なものであること。

② 上記で提案した内容について、実現のための具体的な方法・手順・ロードマップ等について記載すること。

(3) (2)の連携方策およびシナジー効果を産み出す方策を踏まえた上で、中之島が担うべきインキュベーション機能のあり方

次の項目について、実現可能な内容を提案・具体的に記載すること

① 都心というポテンシャルも踏まえた上で中之島が担うべきインキュベーション機能のあり方について提案すること。

なお、本提案内容は、民間事業者により、自立的・持続的に実現可能なものであること。

② 上記で提案した内容について、実現のための具体的な方法・手順・ロードマップ等について記載すること。

なお、(2)、(3)について提案するにあたっては、別添資料（大阪府が推進するライフサイエンス拠点）を参照し、現時点で想定される仮説モデルについて提案すること。

(4) そのほかの仕組み・方策

(2)、(3)以外に大阪におけるライフサイエンススタートアップ・エコシステムを構築する上で、必要な支援の仕組み・方策等についても提案すること。

(5) 業務の実施体制

以下の項目を具体的に提案すること

① 提案業務の実施体制

② 提案者が有する専門性、ネットワーク、ノウハウ等

4 委託金額の上限

5,426,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

令和3年5月上旬 現状分析の開始

※契約締結後、委託者と協議の上、事業開始

令和3年12月末 現状分析を踏まえた2(2)および(3)について中間報告

令和4年3月末 報告書の提出

6 業務に関する報告

受託事業者は、契約締結後、毎月、委託事業の実施状況を書面または口頭により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

7 委託事業の一般原則等

- (1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

8 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。